

平成30年度

芦屋市霊園

使用者募集案内

募集墓地：28区画

(面積:1.40㎡~7.05㎡ 使用料:1,050,000円~7,931,250円)

申込受付：平成30年9月6日(木)~平成30年10月5日(金)

公開抽選：平成30年11月13日(火)午後1時30分~

使用許可：平成31年2月1日(金)

## 申込みから使用許可までの手続きの流れ

募集案内の配布	<u>平成30年9月3日(月)～</u>
申込受付 (P3)	<u>平成30年9月6日(木)～10月5日(金)(10月5日当日消印有効)</u> 芦屋市役所市民生活部環境課まで郵送してください。 受付後、申込者宛に受付結果通知書(はがき)をお送りします。 (10月25日(木)頃発送)
公開抽選 (P4)	<u>平成30年11月13日(火) 午後1時30分～</u> 場所：芦屋市役所 東館3階 大会議室1 (参加自由) 抽選結果は市ホームページでご確認いただけます。
抽選結果の通知 (P5)	<u>平成30年11月22日(木)頃</u> 申込者宛に抽選結果を封書でお知らせします。 また、追加募集の対象者には合わせて空墓地等のご案内をします。
使用許可申請 (P5)	<u>平成30年11月29日(木)・30日(金)</u> 場所：芦屋市役所 北館3階 ミーティングルーム2
使用料・維持費の納付 (P5)	<u>納付期限：平成30年12月28日(金)</u> 芦屋市の指定する金融機関で、一括でお支払いください。 使用料は永代、維持費は平成30年度分の月割り相当額
使用許可 (P5)	<u>平成31年2月1日(金)</u> 霊園使用許可書を郵送します。 霊園使用許可書交付後、墓地を使用することができます。
墓石、巻石等建立	<u>建立期限：平成32年1月31日(金)</u> 使用許可後1年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を建立してください。

---

追加募集 (P7) (予定)	<u>平成31年1月9日(水)～平成31年6月28日(金)</u> 上記募集終了後、空墓地がある場合は追加募集を行います。 ただし、平成31年1月11日(金)までは上記募集の補欠当選者及び落選者のみを対象に受け付けします。(対象者には、空墓地等のご案内をします。)
-------------------	--

# 募 集 墓 地

## ▼墓地 28区画

○募集墓地区画数及び使用料

種 別	面 積	区画数	1㎡当たり使用料 (区 分)	使用料 (永代)
普通霊園	1.40㎡～ 5.00㎡	12	75万円 (1㎡～6㎡未満)	105万円～ 375万円
	6.00㎡～ 7.05㎡	14	112万5千円 (6㎡～12㎡未満)	675万円～ 793万1,250円
芝生霊園	4.50㎡～ 5.25㎡	2	112万5千円	506万2,500円～ 590万6,250円

『募集墓地区画一覧表』（8～9ページ）及び『募集墓地区画位置図』（11～12ページ）をご覧ください。

なお、募集墓地については、区画番号、面積を現地に標示しています。現状で貸付けしますので、必ず現地をご確認ください。

# 申 込 み で き る 方

申込みをされる方は、次の(1)～(4)すべての項目に当てはまる必要があります。

- (1) 平成30年10月5日（金）までに1年以上（平成29年10月6日（金）以前から）継続して、芦屋市内に住所（住民登録をしていること。）を有する方。
- (2) 既に、芦屋市霊園の使用許可を受けていないこと。
- (3) 使用許可後1年以内に施設の使用設備（墓石、巻石等）を設置できる方。
- (4) 使用料を納付書発行後、概ね1か月以内（平成30年12月28日（金）まで）に一括納入できる方。

※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちでない方も申込みできます。

ただし、応募者が2名以上の墓地については、芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方を優先に抽選をします。

詳しくは4ページの「当選者の決定方法(2)」をご覧ください。

## 申 込 受 付

申込受付期間（郵送に限ります。）

平成30年9月6日（木）～平成30年10月5日（金）

[平成30年10月5日の消印まで有効]



※申込み状況については市ホームページで適宜お知らせしますので、ご覧いただけます。

芦屋市霊園ホームページアドレス <http://www.city.ashiya.lg.jp/kankyou/reien.html>

芦屋市トップページ > くらし > 霊園 > 霊園

『芦屋市霊園』で検索できます。

## 申 込 方 法

- (1) 本案内書の内容を全て確認し、案内書に添付の芦屋市霊園使用申込書、受付結果通知書に必要事項を記入、押印の上、所定の個所に62円切手を貼って、申込みください。
- (2) 芦屋市内に住所（住民登録をしていること。）を有する住民票の閲覧について（申込書に記載箇所あり。）拒否の場合は、世帯全員の住民票（続柄と本籍の記載があるもの、外国人住民の方は国籍、続柄及び1年以上住民登録を有する記載があるもの。）を所定の封筒に入れて郵送してください。（窓口での申込みは受け付けいたしません。）
- (3) 『募集墓地区画一覧表』（8～9ページ）及び『募集墓地区画位置図』（11～12ページ）を参照の上、**いずれか希望する一つの区画番号を選んで申込みください。**
- (4) お墓を主としてお祭りする方（墳墓の祭祀を主宰する方）で、配偶者又は血族一親等（実親、実子、養親、養子）の**芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方**は、応募者が2名以上の墓地について、抽選の際には**優先**となりますので、**埋火葬許可証（写し）**を所定の封筒に入れて郵送してください。

※「芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」とは、墓地や納骨堂に埋蔵もしくは収蔵したことがない遺骨が現に自宅等にある方（埋火葬許可証があること）をいい、他の墓地等からの改葬または分骨による申込みの方は、抽選の際には優先となりません。

- (5) **申込者と被埋葬者（遺骨）の氏が異なる場合は**、墳墓の祭祀者であることを証明するために**申込者の戸籍謄本**が必要です。

## 申込み時の注意事項

- (1) 申込みは、原則1世帯1墓地(区画)とします。
- (2) 1世帯2通以上の申込み又は同一被埋葬者(遺骨)についての重複申込みはできません。
- (3) 申込まれる墓地の区画、申込者と被埋葬者(遺骨)との続柄(実父、長男等)等の記載漏れ、押印漏れ、切手の貼り忘れ等不備や誤記のないようご注意ください。
- (4) 申込み受付後、申込んだ区画の変更はできません。
- (5) 申込者の変更は、申込者の死亡のとき以外は認められません。
- (6) 提出していただいた書類等については、返却いたしません。

## 当選者の決定

### ▼ 受付結果の通知

受付結果通知書は平成30年10月25日(木)頃発送の予定です。

「申込」・「遺骨を自宅等にお持ちの方」及び「遺骨を自宅等にお持ちでない方」の人数や「抽選番号」等を通知します。

通知書が到着しない場合は、市民生活部環境課までお問い合わせください。

**※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちでない方(P.3申込方法(4)ではない方)は抽選対象から外れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

### ▼ 当選者の決定方法

- (1) 応募者が1名の墓地について

その応募者に決定とします。

- (2) 応募者が2名以上の墓地について

抽選します。ただし、**芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方**(P.3申込方法(4)の方)を優先とし、それでも重複した場合は、その方のみで抽選します。

### ▼ 公開抽選

申込墓地ごとに抽選し、当選・補欠(2名)・落選者を決定します。

抽選会への参加は自由です。

- (1) 日時：平成30年11月13日(火)午後1時30分から
- (2) 場所：芦屋市役所 東館3階 大会議室1

## ▼ 抽選結果の通知

抽選の結果については、平成30年11月22日（木）頃発送の予定です。

## ▼ 補欠当選者

公開抽選時に申込墓地ごとに、補欠当選者2名とその順位を決めます。

当選者に辞退があれば繰り上げ当選となりますが、当選者が所定の手続を完了した後には、失効となります。

繰り上げ当選となった時は、別途ご連絡します。

# 当 選 後 の 手 続

## ▼ 霊園使用許可申請書類の確認

当選された方の霊園使用許可申請書類の確認を**平成30年11月29日（木）・30日（金）**に行います。

当選された方は、必ず次の書類を持参して、指定の日時（都合の悪いときはあらかじめご連絡ください。）に市役所 北館 3階 ミーティングルーム2までお越しください。

- (1) 霊園使用許可申請書（認印押印）
- (2) 霊園使用に関する誓約書（実印押印）
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 使用者（当選者）の戸籍謄本

## ▼ 使用料の納付

霊園使用許可申請書類の確認が終了した後、納付書をお渡ししますので、**平成30年12月28日（金）までに**芦屋市の指定する金融機関で、一括でお支払いください。

## ▼ 維持費の納付

霊園の維持管理に必要な年間経費として、区画面積1㎡当たり1,200円で算出した額を毎年4月に納付していただきます。

平成30年度分は月割り相当額となり、使用料と一緒に支払ってください。

※区画面積1㎡当たり1,200円は平成30年4月現在の金額です。

今後、改正される場合がありますので、ご承知おきください。

## ▼ 使用許可

使用料及び維持費が納付されていることを確認後、平成31年2月1日付けで霊園使用許可書を郵送します。

## ☆使用時の遵守事項☆

墓碑の建立にあたっては、芦屋市の基準に従ってください。（詳しくはお問合わせください。）特に次の点にご注意ください。

- (1) 墓碑の建立にあたっては原則、正面に**申込者の家名**を表示してください。
- (2) 墓碑は**申込者で建立（刻印）**してください。
- (3) 墓碑の建立は、**使用場所一墓地（区画）につき一基**です。
- (4) 墓所の中（使用許可区域内）は申込者の責任で清掃等、管理してください。
- (5) 芝生霊園は洋風墓地を設立する目的で造成したものですので、和風墳墓の造営または碑石形像類の建設は認められません。

次の項目のいずれかに該当する場合は、芦屋市霊園使用条例第14条により、霊園の使用を**取り消す**場合があります。

- (1) 許可を受けた目的以外に霊園を使用したとき。
- (2) 市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認めたとき。
- (4) 市長の命じた使用場所の施設の維持管理をなさず、放任のまま5年を経過したとき。
- (5) 許可を受けた後、目的の使用設備をなさず、1年を経過したとき。
- (6) 法令又は条例若しくは条例に基づく規則及び指示に違反したとき。

## ☆使用料の還付☆

芦屋市霊園使用条例第10条により既納の使用料は還付しません。

ただし、霊園の使用を許可した日から3年以内に使用場所の全部を返還したときは、（使用許可の取消の場合を除く）使用料の7割相当額を還付します。

## 追 加 募 集

上記募集終了後、**空墓地がある場合**は追加募集を行います。

申込みできる方：2ページに記載の「申込みできる方」と同じです。

ただし、(1)の「平成30年10月5日（金）までに1年以上継続して」を「**申込日を基準日に1年以上継続して**」とします。

申込受付期間：平成31年1月9日（水）～平成31年6月28日（金）

ただし、**平成31年1月11日（金）**までは上記募集の**補欠当選者**及び**落選者のみ**を対象に受け付けします。**（対象者には、空墓地等のご案内をします。）**

申 込 方 法：芦屋市役所市民生活部環境課にて**先着順**で受け付けます。

※**同じ申込み日に複数の申込者があった場合は抽選**とします。

（例：1月9日（水）に申込みがあった区画は、1月10日（木）以降にはお申込みできませんので、ご注意ください。）

※抽選日については、後日申込者へ案内します。

※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方（P.3 申込方法(4)の方）の優先はありません。



## 募集墓地区画一覧表

(単位：円)

No.	募 集 墓 地		使用料(永代)	維持管理費(年間)	
	区画番号	面積(m <sup>2</sup> )			
1	17-5-0200	4.68	3,510,000	5,616	
2	17-5-0311	1.40	1,050,000	1,680	
3	19-5-0075	4.00	3,000,000	4,800	
4	20-5-0031	3.00	2,250,000	3,600	
5	20-5-0123	3.00	2,250,000	3,600	
6	31-4-0025	7.05	7,931,250	8,460	
7	33-4-0139	6.00	6,750,000	7,200	
8	33-4-0155	6.00	6,750,000	7,200	
9	43-4-0194	6.00	6,750,000	7,200	
10	51-6-0036	5.25	5,906,250	6,300	
※	11	51-6-0243	4.50	5,062,500	5,400
※	12	52-5-0030	4.00	3,000,000	4,800
	13	52-4-0043	6.00	6,750,000	7,200
	14	52-4-0056	6.00	6,750,000	7,200
	15	52-4-0139	6.00	6,750,000	7,200
	16	52-5-0187	4.00	3,000,000	4,800
	17	53-4-0011	6.00	6,750,000	7,200
	18	53-4-0032	6.00	6,750,000	7,200
	19	53-4-0034	6.00	6,750,000	7,200
	20	54-5-0066	4.00	3,000,000	4,800
	21	64-4-0028	6.00	6,750,000	7,200
	22	64-4-0051	6.00	6,750,000	7,200

(単位：円)

No.	募 集 墓 地		使用料(永代)	維持管理費(年間)
	区画番号	面積(m <sup>2</sup> )		
23	64-4-0157	6.00	6,750,000	7,200
24	64-5-0342	4.00	3,000,000	4,800
25	65-5-0072	4.00	3,000,000	4,800
26	65-5-0093	5.00	3,750,000	6,000
27	66-4-0056	6.00	6,750,000	7,200
28	73-5-0034	3.00	2,250,000	3,600

※印の墓地は芝生霊園です。

芝生霊園は洋風墓地を設立する目的で造成したものですので、和風墳墓の造営または碑石形像類の建設は認められません。

全て再貸付墓地です。

再貸付墓地は、霊園使用者（霊園の使用許可を受けた者）が使用をしなくなったため、市に返還された墓地です。

12 m<sup>2</sup>以上の墓地については、平成30年9月6日（木）から芦屋市役所市民生活部環境課（市役所北館3階）にて、先着順で受付けます。詳しくは「使用者常時募集案内」をご覧ください。

～チェックリスト～

芦屋市霊園使用申込書, 受付結果通知書の記載漏れはないですか？

申込まれる墓地の区画番号にお間違いはないですか？

押印漏れはないですか？

切手の貼り忘れはないですか？

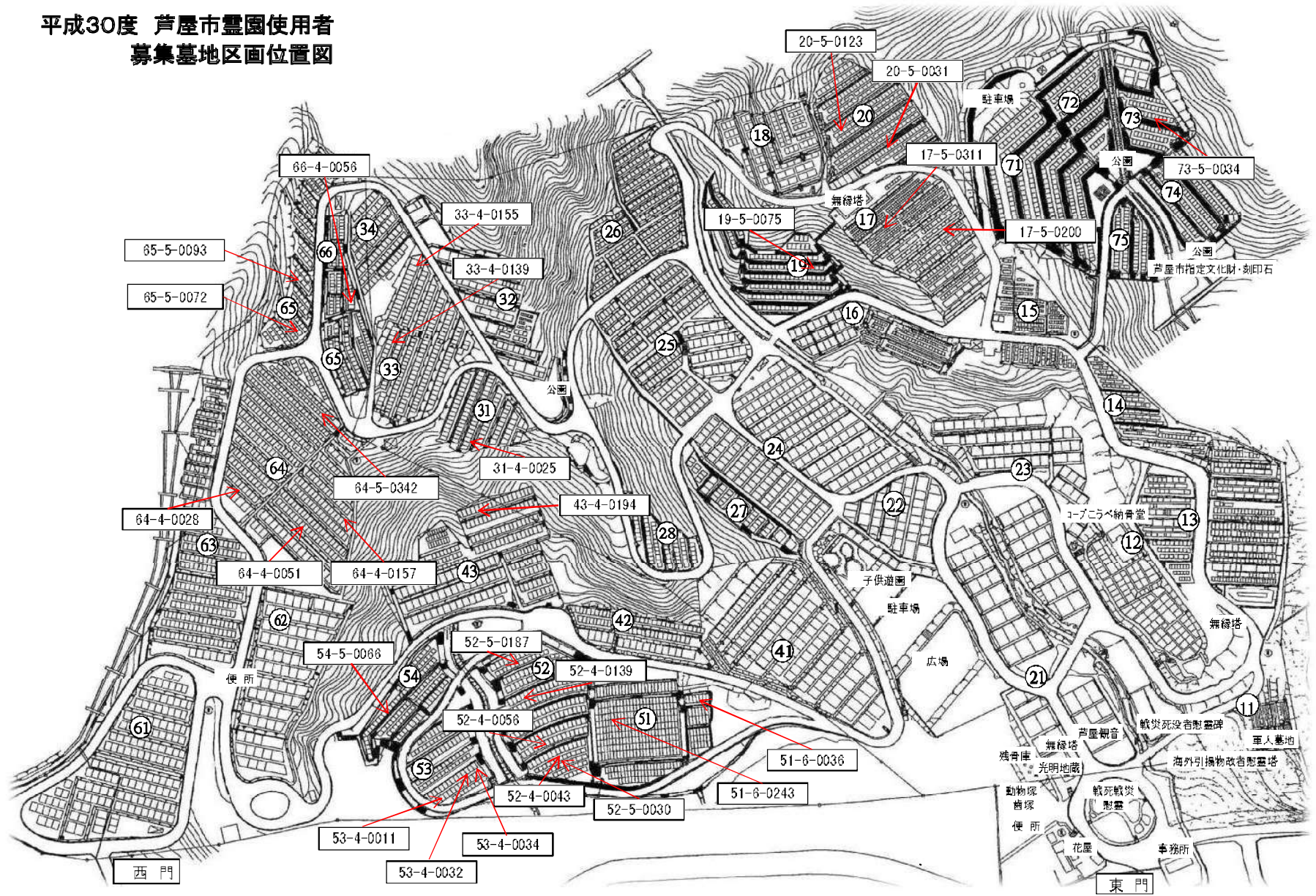
芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方は

申込者と被埋葬者（遺骨）との続柄（実父, 長男等）の記載漏れはないですか？

埋火葬許可証（写し）がありますか？

申込者と被埋葬者（遺骨）の氏が異なる場合は, 申込者の戸籍謄本がありますか？

平成30年度 芦屋市霊園使用者  
募集墓地区画位置图



# 芦屋市霊園「合葬式墓地」

## 平成 33 年度開設予定

少子高齢化や核家族化の進展に伴い、墓地に対する価値観の変化や承継が困難になるという課題が顕在化しています。

このことから、現在では承継者を必要としない「合葬式墓地」といった新たな納骨施設のニーズが高まっています。

芦屋市霊園でも、

- ◎子や孫に負担をかけたくない
- ◎無縁になる心配がない
- ◎使用料が安価である

など、市民の多様なニーズにこたえるとともに、単に新しいお墓としてだけでなく、家族や血縁を超えて人々が集い、永続的に継がれていくお墓を目指して、平成 33 年度開設に向け「合葬式墓地」を建設します。

## 合葬式墓地とは

- 市が合葬室とモニュメント(玉石など)でひとつの大きなお墓を建設します。
- 骨壺から出して他の方々と一緒に納骨(共同埋葬)する「合葬室(4,500体)」と、はじめは骨壺のまま一定期間安置し、その後に骨壺から出して納骨する「一時安置室(800体)」を設けます。
- 納骨後の遺骨の取り出しはできません。ただし、安置期間中であれば遺骨を取り出すことはできます。
- 使用期限は永年で、承継は不要です。
- 墓の管理は市が行い、維持費はかかりません。
- 使用料は「一般的な墓地」や「納骨堂」と比べて安価です。

## 整備スケジュール

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
基本設計	←→				
実施設計		←→			
工事			←→		
開設					←→

## 合葬式墓地イメージ



申込条件や使用料等、詳細な事項につきましては、平成32年度に決定します。

詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先  
 芦屋市市民生活部環境課  
 霊園・火葬場係  
 TEL 0797-38-3105



芦屋市では、**石材業者の指定はしておりません。**  
石材業者等の申込みの代行はできませんので、  
ご自身で申込みください。

問い合わせ  
芦屋市市民生活部 環境課  
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号  
☎ 0797(38)-3105